

沖縄県通知「指定障害児通所支援事業所における
利用定員及び人員基準の遵守の徹底について」
を受けての緊急事業所調査報告と要望

2020年2月10日

障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄

沖縄県通知「指定障害児通所支援事業所における利用定員及び人員基準の遵守の徹底について」を受けての緊急事業所調査報告と提言

障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄

○調査の目的

2019年12月16日、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課より「指定障害児通所支援事業所における利用定員及び人員基準の遵守の徹底について」の通知が出されました。連絡会に県内において定員超過をして受け入れを行っている事業所が数多くあるとの情報が入りました。急な定員遵守の通知により、定員超過児童の切り捨てや閉所を検討し始めている事業所もある中において、デイサービス待機児童の多い沖縄県において、ますます児童の受け入れ先がなくなる等、障がいのある児童が利用する通所支援事業の大きな混乱と影響が聞こえてくるようになってきました。

障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄は、条例の解釈基準の厳格化による沖縄県の放課後等デイサービス事業所の運営への影響とその対応の実態を明らかにすること、現場の意見を聴取することを目的として、事業所調査を実施しました。

○調査実施内容

実施方法：沖縄県障害福祉課ホームページに記載されている

指定障害児通所事業所情報より FAX において回答

調査期間：2019年12月27日～2020年1月15日

回答総数：71の回答がありました

○調査結果

1、事業所分野

児童発達支援	10%
放課後等デイサービス	37.5%
多機能型事業所	52.5%

2、事業所定員

10名定員	93%
その他	7%

3、12月現在の事業所登録児童数

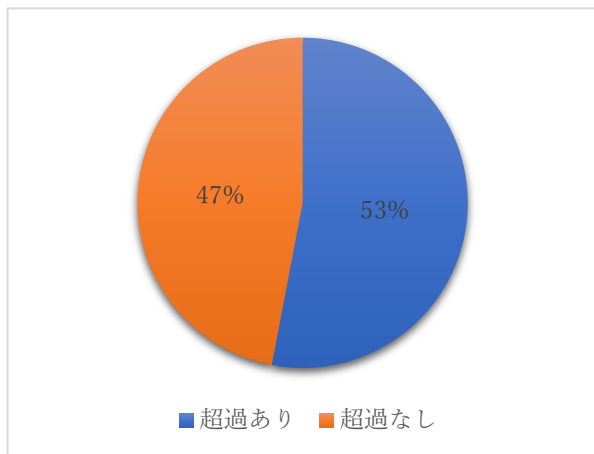
0～9名	5事業所
10～19名	24事業所
20～29名	28事業所
30以上	10事業所
回答なし	4事業所

4、定員及び人員基準の通知を受けてどう感じたか（自由記述）

- ・急な要求だと感じた。突然のことでびっくりした。
- ・どこも人材不足と思った、人材確保が難しい。
- ・福祉のハンドブックとの基準が合わず矛盾を感じる。
- ・スタッフの配置は気にしていたので、特に感じない。
- ・事業を継続していく上で、利用定員の遵守は事業所にとっての負担が大きくなるが、すべて考慮した上での通知なのか疑問。
- ・かなり厳しく不安である。

- 利用児童を安全に支援の提供を行う上では必要な人員だとは思う。
- 子どもたちの受け入れ先について不安を感じる。親御さんにどう説明したらよいか。
- 日により利用人数が異なるので、月報酬が毎月厳しい。職員を増やしたくても経済状況が不安な現状が正直なところ。
- 正直運営が厳しくなる。質の低下はもちろん困りますが、一律に法律（条例）で縛るのをやめてほしい。きちんとしている所が苦しめられる。
- 人員を多めに配置していたので良かった。
- 児童の受け入れ先がなく困る。
- スタッフの確保が難しい状況が続いています。児童は受け入れてくださいとの声がある中、厳しい。スタッフが疲弊して事業所を閉鎖することをも考えている。
- 現在利用してる児童の受け入れ先はどうなるのか。
- 一切超過せず受け入れをするとなると運営が厳しくなる。
- 人員基準を遵守することで支援の質を確保されるが、ニーズが高まる以上、そもそも利用できない児童が出てきてしまい、本当の意味で支援の向上にはつながらない。
- 運営についても、事業継続が困難になる可能性が十分高い。
- 緊急時の受け入れの場合の際の対応に関して、どういう対応でも超過ととらえるのか気になる。
- 毎回、県からの連絡には困惑している。

5、利用定員超過について



超過なし	53%
超過あり	47%

5-1、一日平均超過児童数

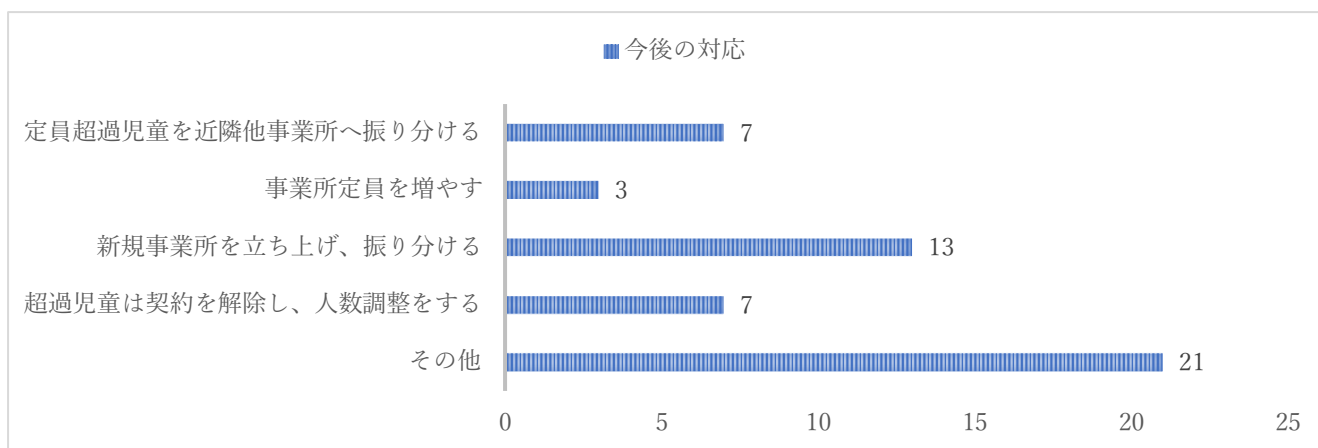
1人	13%
2人	48%
3人	13%
4人以上	3%
記入なし	23%

6、利用定員超過時の人員基準



満たしている	87%
満たしていない	13%

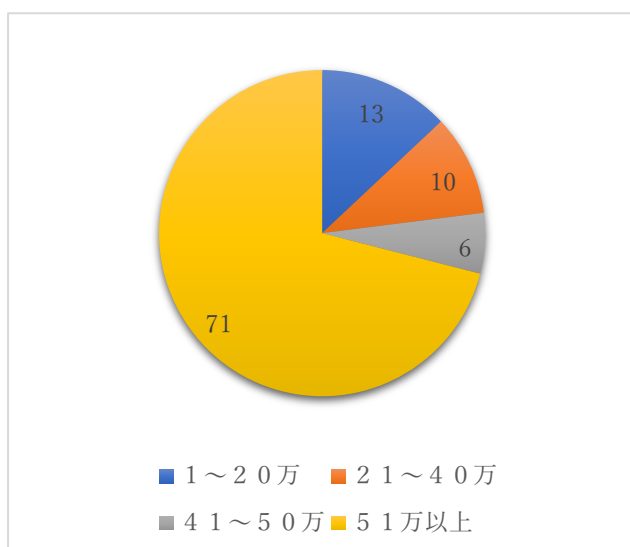
7、利用定員超過について今後の対応（複数回答）



7-2、その他の内容

- 職員の配置を増やす。人員増加。
- どうしていいかわからない
- 「やむを得ない理由」を県に申しでる
- 契約解除はしなくても、利用日数を減らすことも考えている。
- 超過している日は人員を満たすようにする。

8、定員超過をせず定員内での運営をしていくとどのくらいの減収が見込まれますか。



1～20万円	13%
21～40万円	10%
41～50万円	6%
51万円以上	71%

9、今回の通知を受け運営面においてどのような対応策を検討していますか（複数回答）

従業員の給与・賞与カット	11事業所
職員の削減	4事業所
減収だが様子を見る	26事業所
閉所も検討	15事業所
その他	6事業所

10、今回の通知に関してのご意見

- ・ 普段寄宿舍へ入舎している児童が多いため、平日は人数が少なく収入も減っている。長期休みや振り替え休日などを考えると人数調整を行って、収入は厳しいが利用を希望する児童を思い運営している。
- ・ 子どもの居場所がなくなり皆が困る。真面目に子どもたちと向き合い子どもたちを預かってきたが、運営面で心配。昨年は人員配置の面で減収で、借入しながら運営してきた。
- ・ 人材が不足する中で、超過もやむを得なくしている事業所もあると思う。ただ人数を増やすと単価が大きく減ったり、減算という対応しかないのは気になる。しっかり事業所によって超過理由、支援できているかを加味した上での対応を考えてほしい。
- ・ 利用者が増える一方、有資格者就職希望の確保が難しい。
- ・ 福祉のハンドブックとの矛盾を感じる。
- ・ 現在閉所する会社も多い中、児童はながれてくることがあるが、スタッフが確保できず疲弊してしまう。閉所の可能性もある。
- ・ 欠席や利用振り替えがあることから、実利用を定員10人にすることは困難。したがって、実質上余分に基準人員を1人を置かないといけませんが、現在の単価では事業所数の少ない法人は人員確保の困難性とコスト増で生き残れない。
- ・ 設備、備品、人員配置基準を満たしていることが重要であり、定員超過に関して基準内で運営しているかが重要なはず。「やむを得ない理由」について、地域性や独自性を含めた定員超過の理由を申し出る事業所を守る措置を取らなければ閉所する事業所が増えるのではないか。

・医療ケア児や未就学で抵抗力の弱い子の受け入れをしているが、体調不良等で欠席になることが多い。長期欠席となると運営・経営自体が危ぶまれる。医ケア児を受けられるにあたり、職員の休みを確保するために看護師を3名配置しているが、重心以外を主とする我が事業所としては切に困る。欠席率の高い子は利用を断られることになり、重度の子どもたちを退所させざるを得ない。

・新規の問い合わせが毎月あり、断っている状況。このことに関して県はどうかんがえているのか。

・定員を超過せずに子どもの受け入れを行った場合、安定した収入、経営は難しい。欠席も多く、10名を切ってしまうことが予想でき、心配している。

・今回の通知を出すにあたり、説明会等を開催すべきではなかったのか。

・支援が必要ない児童は増え続けているのに、事業所はいろいろな規定やスタッフの確保等で、運営上やむなく閉所に追い込まれていく現状。超過であった場合も手続きや人員基準を満たしていれば、減算対象にすべきではないのではないか。減産になれば運営上厳しいため、閉所や本来の支援に集中できなくなってしまう。

・長期的に事業を運営するにあたっては、経済的な側面を考えて事業所を増やすなり、検討をしなければならないが、一方で増やすことにより支援の質を確保するという側面で慎重にならざるを得ないので悩んでいる。

・加算申請を認定する時点で言明すべきではなかったのか。

○結果まとめ

- 超過児童の振り分けを検討した事業所もあるが、どこの事業所も定員いっぱいになかなか受け入れ先が見つからない状況がある。
- 急な「利用定員の遵守」によって、契約を解除される事例が発生し、不利益を被る利用者の発生が予想される。
- 急な定員遵守の通知により、運営面で「減収」の予測をし、放課後等デイサービス事業所の閉所を検討する事業所もあり、通所できなくなってしまう児童が出てくる懸念がある。
- 過誤請求の莫大な金額の返還により、「減収」をカバーするために職員の労働条件を変更せざる（職員の解雇等による労働条件の悪化）をえない事業所があり、質の低下が予想される。
- 今回の調査で、各事業所の制度の解釈に大きな差があることがわかった。（人員配置を満たしていると回答したものの、職員構成等で満たすはずのない人数であったり、保育士を2名配置しているが基準を満たすかわからないとの回答等）制度解釈について、今まで県から「ガイドブックを調べてください」との対応が多くあり、各事業所が他府県の事例等から各々で解釈をしてきた結果、解釈の違いが多く見られる。

○要望

今回の調査を受けて、私共障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄は以下の要望を行いました。

①利用定員についての一時的な条例解釈緩和

利用定員の問題、県の通知の通り、「職員一人当たりの業務数が増大し、障害児並びに保護者へのサービス提供の質の低下するのみならず、ひいては利用する障害児への虐待や重大な事故等を招く恐れがある」ことは連絡会としても承知しており、事業所の利益のためだけに定員超過を行っている「悪用事例をどう切るか」という問題により、定員の遵守の通知を出しているのは理解しています。しかし、沖縄県において地域の社会資源（地域での障害児の受け入れ先）が圧倒的に少ないことで仕方なく受け入れを行っている事業所もあり、受け入れ事業所の数の足りなさが超過の原因の一つとしてあげられるのではないかと思います。

今回、急な通知により各事業所は対応を余儀なくされていますが、沖縄県において新規の求人・職員採用は厳しい状況が続いており、特に福祉・介護分野においては求人倍率は4.3倍（2019年11月現在、沖縄労働局職業安定部資料より）と早急な職員の確保も苦しい状況があります。また、急な通知での遵守の徹底により利用児童の切り捨てや事業所の閉鎖等、通所支援の大規模な混乱が予想されることから、何らかの対応が必要と考えられます。

平成24年3月30日障発0330第12号

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」
(28) 定員の遵守（基準第39条）

障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることのないよう、原則として、指定児童発達支援事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定児童発達支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたものである。

その一つとして、上記の資料から「適正な支援体制の提供が確保されているというのを前提にして、地域の社会資源が足りなくて、定員を超えて受け入れないといけないというやむを得ない事情があれば、定員を超過しても良い」と解釈できるのではないのでしょうか。もちろんこれは恒久的な解釈ではなく、期間を設けて定員超過を是正していく期間を設定することで、利用者に不利益が被ることが少なくなるのではないかと考えます。2018年度の報酬改定により、放課後等デイサービス事業所は苦しい運営を余儀なくされている現状があります。その中で今回の県からの通知により、定員超過をせず子どもの受け入れを行った場合、欠席等の理由による報酬の不安定さにより閉所等を検討する事業所が増加し、利用者の不利益が拡大されることが調査で分かってきました。厚労省は、「各都道府県で具体的ケースによって判断をしてください」との方針のようです。県条例での柔軟な運用が可能であるならば、現在の制度（沖縄県条例）解釈の緩和「やむを得ない事情により」超過を時限的に認めるべきであると考えています。

②定期的な制度説明の機会の場を

今回の事業所調査で、事業所ごとの制度解釈の違いから大きな混乱が起きていることがわかりました。各事業所が制度について学ぶ機会が少なく、また都道府県によっても解釈が異なることもその一つなのかもしれません。沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課の方々もとてもお忙しいのは重々承知なのですが、定期的な制度説明の場を持っていただくことで、各事業所がしっかりと制度を理解し、正しく運用することができ、安心して児童が通所できる環境を整えられることになるのではないのでしょうか。ぜひ集団指導等制度説明研修の場を定期的につけていただき、事業所が自ら是正できる環境を整えていただきたいと思います。

残念ながら、全国に広がる放課後等デイサービス事業の現状は2008年国会請願時に目指した制度の目的、要件と一致する方向に向かっていません。「支援の質が低い」「儲け本位」の事業所を峻別するためには、子どもの成長・発達を支援することについての議論を深め、さらに要件面で「あるべき像」をさらに明確に示していく必要があると考えます。「支援の質」を問い「儲け本位」の事業所を減らすためには「障がいのある子どもの放課後生活を豊かにするための活動はどうあるべきかという視点」を事業所だけでなく、県の方にも持っていただき、子どもに対して手厚い支援が出来るよう努力していることこそ評価すべきではないかと思えます。

以上のように考え、「放課後等デイサービスのあるべき姿」をしっかりと実現できるよう放課後等デイサービス事業所と沖縄県とで抜本的な改善にむけてしっかりと議論できるよう、上記について要望いたします。

2020年2月10日

障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄